

# 練馬区教育委員会 不登校対策方針



- 一人ひとりの状態に寄り添う
- 一人ひとりの自立を助ける
- 一人ひとりを人や社会につなげる

令和5年（2023年）8月

練馬区教育委員会



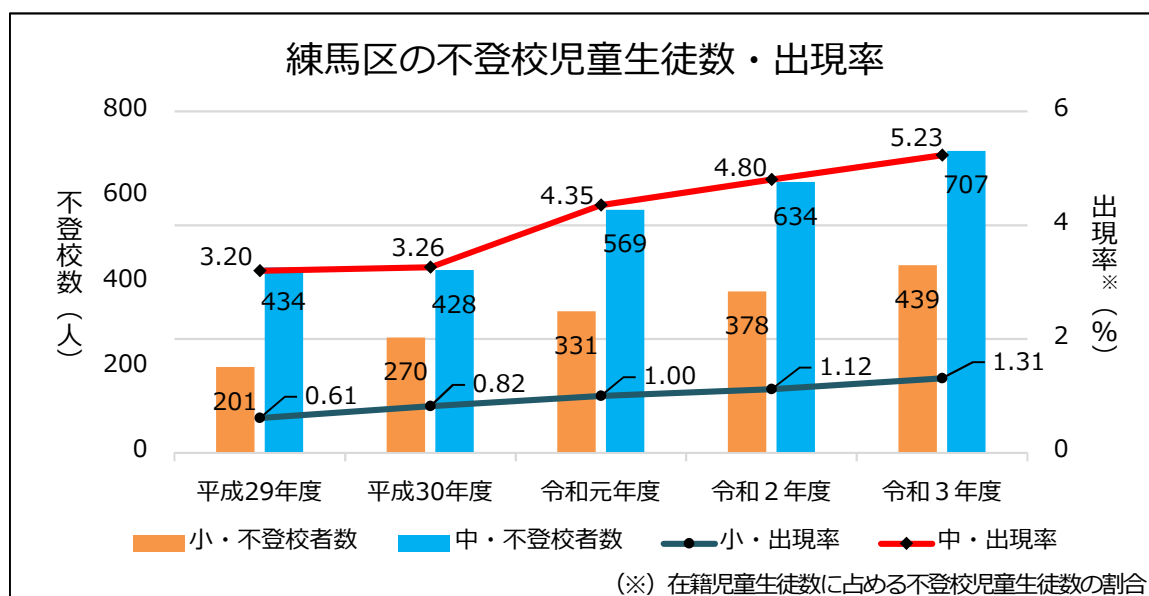
# 目次

第1章 不登校対策方針改定の趣旨	P 1
第2章 これまでの取組	
1 不登校対策の理念	P 2
2 施策体系	P 2
第3章 不登校実態調査で得た結果	
1 当事者（児童生徒・保護者）の視点	P 5
2 支援者（学校・フリースクール）の視点	P 6
第4章 今後の不登校対策	
1 改定の考え方	P 7
2 不登校対策の理念	P 11
3 不登校対策の方向性	P 12
4 今後の取組	
【方向性1】安心できる学校づくり	P 13
【方向性2】早期支援の実施	P 13
【方向性3】多様な支援の実施	P 14
参考資料	
1 不登校対策に関する国の動向	P 15
2 過去の不登校の状況	P 20
3 練馬区不登校に関する実態調査の結果（概要）	P 21

# 第1章 不登校対策方針改定の趣旨

「練馬区教育委員会 不登校対策方針」は、不登校対策の充実を図ることを目的として平成29年4月に策定し、平成31年4月には、国の動きや区の事業進捗を踏まえ、改定を行いました。

区では、本方針に基づき、不登校児童生徒への支援を行ってきましたが、不登校児童生徒数は依然として増加傾向にあります。



また、不登校児童生徒への支援に対する考え方について、令和元年10月の文部科学省通知では「学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す」としています。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による臨時休業の実施や教育活動の制限、ICTを活用した教育の開始など、児童生徒を取り巻く環境が変化しました。

こうした中、区では、不登校の多岐にわたる要因の分析やこれまでの取組の効果検証を行い、不登校児童生徒への支援等を検討する基礎資料とするため、令和3年度から4年度にかけて、「練馬区不登校に関する実態調査」を実施しました。

不登校児童生徒への支援に対する考え方や児童生徒を取り巻く環境の変化などに対応するとともに、調査結果を踏まえた不登校対策とするため、本方針を再度改定することとしました。

## 不登校の定義（文部科学省）

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし「病気」や「経済的理由」による者を除く）で、年度間に30日以上登校しなかった者

※令和2年度および3年度は、「新型コロナウイルスの感染回避」による者も不登校の対象から除く。

## 第2章 これまでの取組

これまで区は、「練馬区教育委員会 不登校対策方針（平成31年4月）」に基づき、不登校児童生徒への支援を進めてきました。

### 1 不登校対策の理念

#### (1) 一人ひとりの状態に寄り添う

不登校への理解を深めるとともに、不登校児童生徒に対する的確なアセスメントおよび支援方針に基づき、現在の状態に寄り添いながら支援を講じていくことが大切である。

#### (2) 一人ひとりの自立を助ける

不登校児童生徒の将来の自立を見据えて、今、何が必要かを本人、保護者と共有しながら支援を講じていくことが大切である。

#### (3) 一人ひとりを人や社会につなげる

不登校児童生徒が、義務教育期間を過ぎた後も社会の中で生きていくことを見据え、人や社会とつながっているという思いをもたせるような支援を講じていくことが大切である。

### 2 施策体系

「柱1 未然防止」、「柱2 初期対応」、「柱3 再登校支援」、「柱4 社会につながる支援」の4つの柱で構成しています。

#### 柱1 未然防止 ～新たな不登校児童生徒を生まないために～

- ・新たな不登校を発生させないために、人間関係形成力を高めるための授業プログラムを実践する。
- ・不登校児童生徒に関わる支援者の資質・スキルの上に向けた研修を実施する。
- ・児童生徒の不安や悩みを早期に発見する仕組みや校内での情報共有を図るための校内委員会を推進する。
- ・生活リズムを崩して不登校にならないよう、「早寝、早起き、朝ごはん」など望ましい基本的な生活習慣の定着を図る。
- ・学業不振で不登校にならないよう、「地域未来塾」を活用した基礎学力の定着の取組を推進する。

#### 主な取組

##### ●幼保小中の円滑な接続の実施（小1プロブレム・中1ギャップの解消）

小学校や中学校の入学前には、在籍校（園）から進学先に対して、一人ひとりの実態や取り組んできたこと、在籍校（園）での様子等を丁寧・着実に引き継いでいます。また、小学校の生活に慣れる取組や中学校の生活に対する不安を軽減する取組を実施しています。

各小中一貫教育研究グループ（中学校1校と小学校1～3校で構成）で設定した「目指す15歳の姿」を実現し、円滑な接続ができるよう、9年間を見通した取組を実施しています。

##### ●教員等による状況把握の実施

日ごろから、教員や養護教諭等が児童生徒に対して声掛けや面談、相談対応等を行っています。状況に応じ、家庭訪問や電話連絡を行い、児童生徒の小さな変化を見逃さないように努めています。

### ●アンケート調査の実施

ふれあい月間（※）等の取組を通して、年3回以上のアンケート調査を全校で実施し、児童生徒が抱える不安や悩みの把握に努めています。

（※）毎年6月、11月、2月に、区や区立学校においていじめや不登校、暴力などの問題行動の未然防止やその対応等につながる具体的な取組を推進する東京都が設定した期間

### ●校内委員会による支援体制の整備

学校関係者やスクールカウンセラーなどの心理の専門家を交えて会議を開催し、学校内外の情報や保護者と児童生徒の意向を整理し、一人ひとりの状態に応じて作成した個別支援計画に基づき、様々な視点から必要な支援内容や方法等について検討しています。

### ●教職員を対象とした研修の実施

不登校支援に関する研修を様々な職層（校長・副校長・教諭など）で実施し、教職員の不登校支援に関する資質・スキルの向上を図っています。

### ●校内教育相談等支援事業の実施

学校における児童生徒への対応を支援することを目的として、学校教育支援センターが学校からの要請を受け、心理学・教育学の専門家や教育相談員を講師やアドバイザーとして派遣しています。

## 柱2 初期対応 ～登校渋り、遅刻や早退をしがちな児童生徒を不登校にさせないために～

- ・教育相談と初期対応を充実するために児童生徒との関わり合いをもつ支援者の拡充を図る。
- ・スクールソーシャルワーカーの学校担当制を活用し早期の段階から校内支援を行う。
- ・学校と教育委員会との報告・確認・支援のシステム構築のために、児童生徒支援シートを活用する。

### 主な取組

#### ●教育相談事業の実施

学校教育支援センターおよび練馬、関、大泉に教育相談室を設置し、区内在住または区立学校に在籍の児童生徒の発達過程で生じた諸問題の相談に応じ、必要な支援方法を検討しています。専門の心理教育相談員が児童生徒の不安や悩みに応じて、カウンセリングおよびプレイセラピー・箱庭療法等の心理支援や助言を行っています。

教育相談は、来室による相談のほか、電話やメール、オンラインでの相談も行っています。

#### ●スクールカウンセラーの配置

区立小中学校にスクールカウンセラーを週1日配置し、児童生徒への相談に対する助言やカウンセリング等を実施しています。また、児童生徒の状況を把握するため、小学5年生と中学1年生を対象とした全員面接を実施しています。

#### ●心のふれあい相談員の配置

区立小中学校に心のふれあい相談員（有償ボランティア）を区独自に配置し、児童生徒の相談対応や話し相手になるほか、小学3年生を対象とした全員面接を実施するなど、スクールカウンセラーの職務を補完しています。

#### ●スクールソーシャルワーク事業の実施

学校教育支援センターにスクールソーシャルワーカー（※）を配置し、さまざまな課題を抱える児童生徒の支援を行っています。児童生徒一人ひとりの状況が改善できるよう、家庭訪問や面談のほか、福祉や医療、その他機関と連携した支援を行っています。

（※）児童生徒の家庭環境による問題に対処するため、子ども家庭支援センターや総合福祉事務所等関係機関との連携や、教員の支援を行う福祉の専門職

### ●ネリマフレンド事業の実施

スクールソーシャルワーカーの活動を補完するネリマフレンド（有償ボランティア）が、不登校またはそれに準ずる状況にある児童生徒を支援しています。スクールソーシャルワーカーがネリマフレンドと対象児童生徒をマッチングし、悩み相談や学校生活復帰に向けた支援などを行っています。

### ●校内居場所づくりの実施

学級に入れない児童生徒が安心して過ごすことができるよう、保健室や相談室等を活用した校内居場所づくりをしています。スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等による児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援を行っています。

## 柱3 再登校支援 ～学校復帰につなげるために～

- ・適応指導教室を拡充する。
- ・ICT等を活用した自主学習の取組を推進する。
- ・フリースクール等と学校、教育委員会の連携を図る。

### 主な取組

#### ●適応指導教室事業の実施

学校教育支援センターおよび上石神井に適応指導教室（小学生対象は「フリーマインド」、中学生対象は「トライ」）を設置しています。不登校児童生徒一人ひとりの特性に合わせた学習支援や相談支援、グループ活動等を実施し、社会的自立に向けた支援を行っています。

フリーマインドやトライの活動に参加することが難しい不登校児童生徒に対して個別の学習支援を行う、「光が丘第一分室つむぎ」を運営しています。

#### ●居場所支援事業の実施

適応指導教室への通室や学校内の別室登校が困難な不登校の児童生徒が過ごせる場所として、「居場所ぱれっと」を運営しています。生活習慣・学習習慣の形成や社会性を育成するための支援を行っています。

#### ●保護者への支援の実施

学校教育支援センターでは、保護者を対象に不登校や進路をテーマとした講演会を実施しています。

#### ●フリースクール連携会議の実施

フリースクールやNPO等の民間団体と、事業の取組内容や相互の連携について情報交換をすることを目的とした連携会議を実施しています。

## 柱4 社会につながる支援 ～全欠席の児童生徒や家庭と連携できないケースのために～

- ・「児童生徒支援シート」のシステムを活用し、関係支援会議の中で現状を確認し、支援方針を立て、支援を実施する。
- ・スクールソーシャルワークを派遣依頼型に加え、学校訪問型を実施し、学齢期間の継続した本人および家庭支援を実施する。

### 主な取組

#### ●スクールソーシャルワーク事業の実施【再掲】

## 第3章 不登校実態調査で得た結果

不登校を経験した区立中学校卒業生やフリースクール等を対象に実施した不登校実態調査（令和3～4年度実施）では、主に以下の結果を得ることができました（枠内は調査結果のポイント）。

### 1 当事者（児童生徒・保護者）の視点

#### (1) 不登校のきっかけとして、本人・保護者の8割以上が学校生活に要因があると感じている。

- ・不登校のきっかけとして、本人・保護者の87.3%が、学校やクラスの雰囲気、いじめ・嫌がらせ、先生のことなど、学校生活のことを選択
- ・「人間関係や学校・クラスの雰囲気」に関して、進学した際の環境や友人関係の変化等が関係

#### (2) 学習面で不安を抱えていた生徒が7割、進学や学習面での手助けを必要としていた生徒が5割であった。保護者自身も本人と同様に戸惑い、様々な不安を抱えている。

- ・生徒の73.4%は「進路・進学」、69.2%は「勉強の遅れ」に不安を抱えている。
- ・必要な手助けは、「進学」（47.3%）、「学校の勉強」（44.7%）に関する割合が高い。
- ・保護者が子どものことについて誰かに相談できたり、手助けがあればいいのと思うこととして、「進学」（38.3%）や「仕事につくこと」（34.5%）、「心の悩みを相談する場所」（32.0%）に関する割合が高い。

#### (3) 進学先は定時制と通信制高校が主流。進学後に生活改善した生徒が8割であった。

- ・進学先は、全日制 16.0%、定時制 38.8%、通信制 35.6%
- ・不登校時に比べて、現在の生活が「良くなった」が78.8%

#### (4) 卒業後にも相談や手助けを必要としていた生徒が5割であった。

- ・中学校を卒業してから相談したい・手助けが欲しいと思ったことが「ある」が46.2%
- ・これからの生活についての不安は、「就職」（46.8%）、「気分や体調・健康」（42.6%）、「進学」（42.0%）に関する割合が高い。

#### (5) ICT 機器を使った学習に一定の効果がある。

- ・ICT 機器を活用した学習の「経験あり」が53.9%。使ってみてよかった点として、「自分のペースでできる」、「繰り返しできる」、「人目を気にしなくてよい」などの意見がある。

#### (6) これまで区が実施してきた取組には一定の評価がある。

- ・教育相談事業を利用した生徒の86.5%が、「(どちらかといえば) よかった」と評価
- ・スクールカウンセラー・心のふれあい相談員を利用した生徒の74.7%、スクールソーシャルワーカーを利用した生徒の77.8%が、「(どちらかといえば) よかった」と評価
- ・保健室や相談室等を活用した校内居場所（別室登校）を利用した生徒の67.7%が、「(どちらかといえば) よかった」と評価
- ・適応指導教室事業を61.5%の生徒が利用し、勉強や相談等ができたという評価。利用しなかった生徒の42.4%が、「本人が行きたがらなかった」と回答
- ・居場所支援事業を利用した生徒の80%が、「(どちらかといえば) よかった」と評価



## 2 支援者（学校・フリースクール）の視点

### (1) 8割の教員は不登校児童生徒の対応経験があり、7割の学校は校内研修を実施している。研修未実施の学校は、時間の確保が困難なことが主な理由

- ・79.6%の学校が、不登校児童生徒の支援を目的とした会議を定期的開催。83.8%の教員が、不登校児童生徒の対応経験を有する。
- ・小学校の73.8%、中学校の63.6%で不登校児童生徒の対応に係る校内研修を実施。実施していない学校は「時間の確保が困難」が主な理由

### (2) 不登校の対応で必要と思う内容が、小学校と中学校では異なっている。対応する教員は、時間の確保に課題

- ・中・長期化した不登校児童生徒に必要と思う対応として、中学校では、小学校と比べて「家庭訪問」「スクールソーシャルワーカーによる支援」「適応指導教室などの利用」の回答割合が高く、小学校では、中学校に比べて、「オンライン授業」の回答割合が高い。
- ・教員の77.9%は、不登校児童生徒に対応する「時間の確保」が課題と捉えている。

### (3) 多様なフリースクールがあり、練馬区の児童生徒37人が利用。フリースクールからは、学校との情報共有や情報交換を望む声が多い。

- ・フリースクールが特に力を入れている内容としては、「独自の理念や方針による特色ある教育活動」「学力に対する支援」「学校以外の居場所対応」が多い。
- ・学校や行政と連携を進める上で必要だと思う取組としては、学校現場とのより積極的な情報共有・情報交換を望む声が多い。

## 不登校を経験した卒業生へのインタビューにおける主な意見

### 学校を休み始めたときのきっかけや理由

- ・クラスになじめず孤立してしまい、学校に行きたくなくなった。小学校からの友達が、中学校で新しい友人と仲良くしている姿に、強い不安感を覚えた。
- ・昼夜逆転しており、睡眠時間が3時間くらいになってしまった。明確にこれが嫌だということではなく、学校に行くと体調が悪くなった。
- ・別の小学校からきたクラスメイトにいじられるのが嫌だった。それが原因で、夏休み明けに戻るのが嫌になって不登校になった。

### 学校を休んでいたときの状況、困っていたことなど

- ・最初のころは部屋に閉じこもったままゲーム等をずっとしていた。昼夜逆転もあった。
- ・勉強ができず、進路をどうしようかというぼんやりとした不安があった。学校には行きたくないけれど、でも行かないと授業等を受けられないというジレンマがあった。
- ・いろいろな人が心配してくれたが、逆に放っておいてほしいという気持ちが強かった。
- ・先生から勧められて、一度学校に戻ったが、休んでいた間の勉強が全然追い付かず、負い目を感じ、みんながどう思っているんだろうと考え、また行けなくなった。

## 第4章 今後の不登校対策

### 1 改定の考え方

本方針の改定に当たり、不登校児童生徒への支援に対する国の考え方や児童生徒を取り巻く環境の変化などに対応するとともに、不登校実態調査の結果を踏まえた不登校対策とします。

#### (1) 理念

<b>平成31年4月版</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・一人ひとりの状態に寄り添う</li><li>・一人ひとりの自立を助ける</li><li>・一人ひとりを人や社会につなげる</li></ul>
<b>国の考え方 ( 国 )、環境の変化 ( 環 )、実態調査の結果 ( 調 )</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律で示す基本理念 ( 国 ) 「個々の状況に応じた必要な支援を講ずる」、「社会において自立的に生きる基礎を培う」</li><li>・不登校の要因や継続している理由等が一人ひとり異なる。( 調 )</li></ul>
<b>改定の考え方</b>
国の基本理念等と平成31年4月版の理念は合致しているため、理念を継続します。

#### (2) 柱1 未然防止

<b>平成31年4月版</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・人間関係形成力向上授業プログラムの実践</li><li>・研修による教職員の資質・能力向上</li><li>・不安や悩みを早期に発見する仕組みや校内の情報共有を図る校内委員会を充実</li><li>・地域未来塾を活用した基礎学力の定着の取組推進</li><li>・「早寝、早起き、朝ごはん」など基本的な生活習慣の定着</li></ul>
<b>【主な取組】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・幼保小中の円滑な接続の実施</li><li>・教員等による状況把握の実施</li><li>・児童生徒へのアンケート調査実施</li><li>・校内委員会による支援体制の整備</li><li>・教職員対象研修の実施</li><li>・校内教育相談等支援事業の実施</li></ul>
<b>国の考え方 ( 国 )、環境の変化 ( 環 )、実態調査の結果 ( 調 )</b>
<b>①学校の体制</b> <p>79.6%の学校が、不登校児童生徒の支援を目的とした会議を定期的開催。83.8%の教員が、不登校児童生徒の対応経験を有する。( 調 )</p> <p>小学校の73.8%、中学校の63.6%で不登校児童生徒の対応に係る校内研修を実施。実施していない学校は「時間の確保が困難」が主な理由 ( 調 )</p> <p>児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すことが重要である。( 国 )</p>
<b>②不登校のきっかけ</b> <p>本人・保護者の87.3%が、学校やクラスの雰囲気、いじめ・嫌がらせ、先生のことなど、学校生活のことを選択 ( 調 )</p>
<b>③児童生徒の生活習慣</b> <p>コロナ禍による生活環境の変化が影響して、生活リズムが乱れやすい状況にあった。( 環 )</p>

## 改定の考え方

不登校児童生徒だけでなく、すべての児童生徒が安心して学び、生活することができる学校づくりが必要であるため、「未然防止」から「安心できる学校づくり」に名称を変更します。

### 【必要な取組】

- ①教職員の資質向上・スキルアップに向けた研修の充実
- ②学校やクラスの雰囲気やいじめなど、不登校のきっかけを生まない教育活動の充実
- ③望ましい生活習慣を定着させる取組の充実

## (3) 柱2 初期対応

### 平成31年4月版

- ・心のふれあい相談員の充実と強化、アセスメントによる役割分担および登校支援の充実
- ・スクールソーシャルワーカーの学校担当制による校内支援の早期実施
- ・学校と教育委員会の情報共有に児童生徒支援シートを活用

### 【主な取組】

- ・教育相談事業の実施
- ・スクールカウンセラーの配置
- ・心のふれあい相談員の配置
- ・スクールソーシャルワーク事業の実施
- ・ネリマフレンド事業の実施
- ・保健室や相談室等を活用した校内居場所づくり

### 国の考え方(国)、環境の変化(環)、実態調査の結果(調)

#### ①教育相談事業

利用した生徒の86.5%が「(どちらかといえば)よかった」と評価(調)

人と人の距離が広がる中、不安や悩みを相談できない子どもがいる可能性がある。(環)

#### ②児童生徒を取り巻く支援者

スクールカウンセラー・心のふれあい相談員を利用した生徒の74.7%、スクールソーシャルワーカーを利用した生徒の77.8%が「(どちらかといえば)よかった」と評価(調)  
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携協力が重要である。(国)

#### ③別室登校(校内居場所づくり)

利用した生徒の67.7%が「(どちらかといえば)よかった」と評価(調)

保健室、相談室等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていけるような指導上の工夫が重要である。(国)

#### ④学校での対応における課題

教員の77.9%は、不登校児童生徒に対応する「時間の確保」が課題と捉えている。(調)

## 改定の考え方

初期だけでなく、日ごろから心の不安や生活リズムの乱れを確実に見逃さず、素早く対応することが必要であるため、「初期対応」から「早期支援の実施」に名称を変更します。

### 【必要な取組】

- ①児童生徒の不安や悩みを早期に発見する体制の強化
- ②児童生徒の変化に素早く気づき、支援につなげることができる体制の強化
- ③学校内における個別支援の充実

#### (4) 柱3 再登校支援、柱4 社会につながる支援

平成31年4月版	
<p>【柱3 再登校支援】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・適応指導教室を拡充</li><li>・ICT等を活用した自主学習の取り組みを推進</li><li>・フリースクール等と学校、教育委員会の連携を図る</li></ul>	<p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・適応指導教室事業の実施</li><li>・居場所支援事業の実施</li><li>・保護者対象の講演会実施</li><li>・フリースクール連携会議の実施</li></ul>
<p>【柱4 社会につながる支援】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童生徒支援シートを活用し、関係者会議で現状確認や方針、支援を実施</li><li>・スクールソーシャルワーカーについて派遣依頼型に加え、学校訪問型を実施</li></ul>	<p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・スクールソーシャルワーク事業の実施</li></ul> <p>【再掲】</p>
<b>国の考え方(国)、環境の変化(環)、実態調査の結果(調)</b>	
<p>①<b>児童生徒の不安</b> 学習面で不安を抱えていた生徒が69.2%であり、手助けを必要としていたものの上位が進学、学習面であった。(調) 一人ひとりの状況に応じて、多様な教育機会を確保する必要がある。(国)</p> <p>②<b>適応指導教室事業</b> 61.5%の生徒が利用し、勉強や相談等ができたと評価。利用しなかった生徒の42.4%が、「本人が行きたがらなかった」と回答(調)</p> <p>③<b>ICT 機器を使った学習</b> 「自分のペースでできる」、「繰り返しできる」、「人目を気にしなくてよい」などの評価(調) 令和3年2月に全児童生徒にタブレットPC 配備が完了(環)</p> <p>④<b>居場所支援事業</b> 利用した生徒の80%が「(どちらかといえば)よかった」と評価(調)</p> <p>⑤<b>中学卒業後</b> 進学先は定時制と通信制高校が主流。進学後に生活改善した生徒が78.8%。卒業後にも相談や手助けを必要としていた生徒が46.2%(調)</p> <p>⑥<b>保護者</b> 子どもの進学や勉強の不安などの悩みを抱えている。(調)</p> <p>⑦<b>フリースクール</b> 学校現場とにより積極的な情報共有・情報交換を望む声が多い。(調)</p> <p>⑧<b>不登校特例校</b> 国が早期に300校の不登校特例校設置を目指す。(国)</p>	

## 改定の考え方

学校は社会的自立に必要な要素を持つ一方で、学校復帰ありきの支援だけでは、すべてがよい結果につながるとは限りません。

一人ひとりの状況に合わせ、「再登校に向けた支援」と「社会につながる支援」を複合的に講じることが必要です。

こうしたことから、「柱3 再登校支援」と「柱4 社会につながる支援」を合わせるとともに、名称を「多様な支援の実施」に変更します。

### 【必要な取組】

- ① 適応指導教室事業の継続的・安定的な運営
- ② 適応指導教室への通室や、自宅からの外出が困難な児童生徒等への学びの機会を保障
- ③ 児童生徒が学校や家庭以外で安心して過ごすことができる身近な場所の提供
- ④ 中学校卒業後の進路に向けた支援の充実
- ⑤ 高校生年代に対する支援の充実
- ⑥ 保護者の不安に寄り添った相談・支援体制の充実
- ⑦ 民間団体（NPO やフリースクール）との連携
- ⑧ 不登校特例校の研究

## 2 不登校対策の理念

不登校児童生徒への支援の目標は、児童生徒が将来的に精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるよう、その社会的自立に向けた支援を行うことです。

また、児童生徒によって不登校に至った要因や不登校が継続している理由、不登校後の状況等が異なるため、一人ひとりの状況に応じた支援が求められます。

こうしたことから、練馬区教育委員会は不登校対策の理念を下記のとおり位置付けます。

本理念を不登校児童生徒に関わる支援者が十分に理解した上で、児童生徒一人ひとりに寄り添い、将来的な社会的自立に向けて必要な支援を行うことが大切です。

# 一人ひとりの状態に寄り添う 一人ひとりの自立を助ける 一人ひとりを人や社会につなげる

### (1) 一人ひとりの状態に寄り添う

不登校児童生徒に関わる支援者は、不登校への理解を深めるとともに、不登校児童生徒に対する的確なアセスメントおよび支援計画等に基づき、現在の状態に寄り添いながら支援を講じていくことが大切です。

### (2) 一人ひとりの自立を助ける

すべての不登校児童生徒に対して、学校復帰ありきの支援を講じても、すべてがよい結果につながるとは限りません。

不登校児童生徒の将来的な社会的自立を見据えて、今、何が必要かを本人、保護者と共有しながら支援を講じていくことが大切です。

### (3) 一人ひとりを人や社会につなげる

不登校であるという状態を当事者がどのように捉えているかは、一人ひとり異なります。

登校したい思いはあるが登校できないことを負い目に感じている児童生徒がいる一方、今は誰とも会いたくないから登校しない児童生徒もいます。

しかし、どのような状態でも、誰ともつながっていない状況をつくってしまえば、不登校児童生徒が孤独感に陥り、社会に出ようとしたときに人との関係の築き方が分からず、悩みをさらに増大させる状況を作ることになります。

不登校児童生徒が義務教育期間を過ぎた後も、社会の中で生きていくことを踏まえ、人や社会とつながっているという思いをもたせることができるよう、支援を行うことが大切です。

### 3 不登校対策の方向性

練馬区教育委員会は、児童生徒一人ひとりの将来的な社会的自立に向けて、これまでの取組を着実に実施するとともに、社会状況の変化や不登校実態調査の結果等を踏まえ、以下の3つの方向性から取組を推進します。

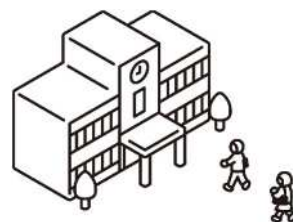
#### 方向性 1

#### 安心できる学校づくり

学校には、児童生徒一人ひとりが活躍できる機会や、集団生活の中で人との関わり合いを学ぶ機会など、社会的に自立する上で必要な要素があります。

不登校を未然に防ぐには、すべての児童生徒が安心して学び、生活することができる学校づくりが必要です。

不登校支援に関する教職員の研修や、児童生徒が充実感・安心感を持てる教育活動の充実等に取り組みます。



#### 方向性 2

#### 早期支援の実施

不登校の長期化を防ぐには、学校を中心とした支援者が一丸となって、心の不安や生活リズムの乱れを確実に見逃さず、素早く支援につなげることが必要です。

児童生徒の不安や悩みを早期発見する体制の強化や、児童生徒を取り巻く支援体制の充実等に取り組みます。



#### 方向性 3

#### 多様な支援の実施

児童生徒の将来的な社会的自立を目指すには、様々な事情により学校復帰できない児童生徒を含め、誰一人取り残すことなく、一人ひとりの状況に応じた支援を実施することが必要です。

適応指導教室事業の充実や ICT を活用した学習支援の検討、多様な居場所づくりの検討等に取り組みます。



児童生徒一人ひとりの将来的な社会的自立へ



## 4 今後の取組

### 方向性 1

### 安心できる学校づくり

#### (1) 教職員の資質向上・スキルアップに向けた研修の充実

児童生徒への対応や学校での支援方法、学校で実施するアセスメントなど不登校支援に関する研修内容や実施方法を充実し、教職員一人ひとりの資質向上やスキルアップを図ります。

#### (2) 充実感・安心感を持てる教育活動の充実

児童生徒同士の関わりや互いの良さを認め合う活動を通じて、児童生徒同士による信頼関係を築き、学級に所属意識を持ち、安心できる環境構築の充実に取り組みます。

児童生徒が安心して身近な大人に援助要求ができるよう、各学校におけるSOSの出し方に関する教育内容の充実に取り組みます。

児童生徒の興味や意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援し、分かる喜びや学ぶ意義を実感できる授業内容の充実に取り組みます。

#### (3) 望ましい生活習慣を定着させる取組の充実

基礎的な生活習慣を身に付ける教育活動に加え、生活リズムを崩すきっかけのひとつでもあるスマートフォンやタブレット等の使用時間を児童生徒自身が調整できるよう、SNSやアプリ等に関する教育内容の充実に取り組みます。

### 方向性 2

### 早期支援の実施

#### (1) 児童生徒の不安や悩みを早期に発見する体制の強化

きめ細かい教育相談を実施するため、相談員の増員や相談方法の多様化など、今後の教育相談室のあり方について検討します。

児童生徒用タブレット端末等を活用し、児童生徒が直接不安や悩みを学校以外の機関に相談できる体制を強化します。

#### (2) 児童生徒を取り巻く支援体制の強化

学校内外において、児童生徒が気軽に相談できる教員以外の存在である、心のふれあい相談員やネリマフレンドなど支援者の積極的な活用を図ります。

児童生徒一人ひとりに寄り添い、専門的な見地からの支援を充実させるため、スクールソーシャルワーカーの増員や体制強化について検討します。

#### (3) 学校内における個別支援の充実

自分の学級に入りづらい児童生徒が、学校内の落ち着いた空間で学習や生活できるよう、保健室や相談室、空き教室等を活用した個別指導や放課後補習を充実します。

児童生徒一人ひとりの状況に応じた個別支援を実施するため、支援員の配置や支援体制の強化について検討します。



**(1) 適応指導教室事業の充実**

令和3年3月に上石神井に開設した適応指導教室の継続的・安定的な事業運営のため、区立施設跡地に（仮称）学校教育支援センター上石神井北を設置し、令和6年4月に上石神井で実施している適応指導教室事業を移転します。

不登校児童生徒数の増加に伴い、適応指導教室の登録者数も増加傾向にあることから、適応指導教室の設置数や規模拡大の必要性、運営方法について検討します。

**(2) ICTを活用した学習支援の検討**

適応指導教室への通室や自宅から外出することが困難な児童生徒、別室登校している児童生徒の学びの機会を保障するため、ICTを活用した学習支援の方策について検討します。

ICTを活用した学習における指導要録上の出席扱いの考え方について整理します。

**(3) 多様な居場所づくりに向けた検討**

児童生徒が学校や家庭以外の身近な場所で安心して過ごすことができるよう、居場所支援事業のあり方について検討します。

**(4) 中学校卒業後の進路に向けた支援の充実**

中学校卒業後の進路について、不登校生徒や保護者を対象とした情報提供や進路指導等の取組を充実し、一人ひとりの考え方に寄り添い、多様な進路に対応する支援体制を強化します。

**(5) 高校生年代に対する支援の充実**

学校外の支援の選択肢が狭まる傾向にある高校生年代を対象とした学習支援や相談支援等の充実について検討します。

**(6) 保護者が抱える不安に寄り添った支援の充実**

保護者講演会や進路説明会の実施のほか、保護者同士が交流できる場や保護者が気軽に相談ができる場を設けるなど、児童生徒を支える保護者の不安に寄り添った相談・支援体制の充実について検討します。

**(7) 民間団体との連携に向けた検討**

民間団体ならではのノウハウを生かした不登校支援を実施しているNPOやフリースクール等との連携について検討します。

フリースクール等での活動における指導要録上の出席の取り扱いについて整理します。

**(8) 不登校特例校（※）の研究**

不登校特例校について、他自治体の設置事例や支援内容等を研究します。

（※）学校に行きづらい児童生徒のために、普通の学校より授業時間数が少ないなど、柔軟に学ぶことができる学校

## 1 不登校対策に関する国の動向

### (1) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

平成 28 年 12 月 14 日に公布された法律で、不登校に関する基本理念や国および地方公共団体が講ずるべき事項を定めています。

#### (基本理念)

第 3 条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

1 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。

2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。

3 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。

4 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

5 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

#### (学校における取組への支援)

第 8 条 国及び地方公共団体は、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と学校の教職員との信頼関係及び児童生徒相互の良好な関係の構築を図るための取組、児童生徒の置かれている環境その他の事情及びその意思を把握するための取組、学校生活上の困難を有する個々の児童生徒の状況に応じた支援その他の学校における取組を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (支援の状況等に係る情報の共有の促進等)

第 9 条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対する適切な支援が組織的かつ継続的に行われることとなるよう、不登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者間で共有することを促進するために必要な措置その他の措置を講ずるものとする。

#### (特別的教育課程に基づく教育を行う学校の整備等)

第 10 条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (学習支援を行う教育施設の整備等)

第 11 条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握)

第 12 条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う学習活動の状況、不登校児童生徒の心身の状況その他の不登校児童生徒の状況を継続的に把握するために必要な措置を講ずるものとする。

#### (学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援)

第 13 条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。

## (2) 不登校児童生徒への支援の在り方について【令和元年10月25日文科科学省通知】

文科科学省が設置した「不登校に関する調査研究協力者会議」および「フリースクール等に関する検討会議」における議論を取りまとめた結果として、これまでの不登校施策に関する通知を改めて整理し直し、まとめたものです。

この通知では、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方を示しています。

### 1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

#### (1) 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

#### (2) 学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。

#### (3) 不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性

不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があること。

#### (4) 家庭への支援

家庭教育は全ての教育の出発点であり、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働き掛けを行うことが重要であること。

## (3) 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

生徒指導上の諸課題の現状を把握することにより今後の施策の推進に資することを目的として、文科科学省が毎年行う調査で、令和3年度の調査結果が令和4年10月に公表されました。

小・中学校の不登校の状況（概要）は以下のとおりです。

- 小・中学校における不登校の状況について、不登校児童生徒数は9年連続で増加し、過去最多となっている。
- 小・中学校における不登校児童生徒数は244,940人（前年度196,127人）であり、前年度から48,813人（24.9%）増加。在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は2.6%（前年度2.0%）。
- 過去5年間の傾向として、小学校・中学校ともに不登校児童生徒数及びその割合は増加している。（小学校 H28 : 0.5% → R03 : 1.3%、中学校 H28 : 3.0% → R03 : 5.0%）。
- 不登校児童生徒の63.7%に当たる156,009人の児童生徒が、学校内外の機関等で相談・指導等を受けている。
- 不登校児童生徒数が9年連続で増加、約55%の不登校児童生徒が90日以上欠席している。
- 児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透の側面も考えられるが、生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等も背景として考えられる。

#### (4) 生徒指導提要

生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、平成 22 年に文部科学省が作成したものです。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行や、文部科学省通知などを受け、令和 4 年 12 月に 12 年ぶりの改訂を行い、不登校に関する記述が以下の章立てで追加されました。

### 第 10 章 不登校

#### 留意点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すように働きかけることが求められます。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクが存在することにも留意する必要があります。不登校に関する発達支持的生徒指導としての「魅力ある学校づくり」を進めると同時に、課題予防的・困難課題対応的の生徒指導については、不登校の原因・背景が多岐にわたることを踏まえた上で適切にアセスメントを行い、支援の目標や方針を定め、多職種の専門家や関係機関とも連携・協働しながら「社会に開かれたチーム学校」としての生徒指導体制に基づいて、個々の児童生徒の状況に応じた具体的な支援を展開していくことが重要です。

#### 10.1 不登校に関する関連法規・基本指針

##### 10.1.1 不登校に関する基本指針の変遷

##### 10.1.2 教育機会確保法

##### 10.1.3 不登校児童生徒への支援の方向性

##### 10.1.4 支援の目標

#### 10.2 不登校対応に求められる学校の組織体制と計画

##### 10.2.1 教育相談体制の充実

##### 10.2.2 教育相談を支える教職員の連携・協働

##### 10.2.3 校種を越えての情報連携

#### 10.3 不登校に関する生徒指導の重層的支援構造

##### 10.3.1 不登校対策につながる発達支持的生徒指導

##### 10.3.2 不登校対策としての課題未然防止教育

##### 10.3.3 不登校対策における課題早期発見対応

##### 10.3.4 不登校児童生徒支援としての困難課題対応的の生徒指導

#### 10.4 関係機関等との連携体制

##### 10.4.1 関係機関の役割

##### 10.4.2 学校と関係機関の連携における留意点

## (5) 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)

文部科学省では、不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、令和5年3月31日に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)を取りまとめました。

近年、不登校児童生徒数が増加し続け、令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、小学校及び中学校で約24.5万人、高等学校を合わせると約30万人に上り過去最高となるなど、生徒指導上の喫緊の課題となっている。

また、同調査からは、90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約4.6万人に上ることも明らかとなった。

こうした状況を受けて、不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
3. 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。

### 【主な取組】

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える  
仮に不登校になったとしても、小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながる  
ことができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備
  - ・一人一人のニーズに応じた多様な学びの場(※)が確保されている。  
(※) 不登校特例校、校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)、教育支援センター等、  
こども家庭庁と連携し多様な学びの場、居場所を確保
  - ・学校に来られなくてもオンライン等で授業や支援につながるができる。
  - ・学校に戻りたいと思った時にクラスを変えたり、転校したりするなど本人や保護者の希望に沿った  
丁寧な対応がされている。
2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する  
不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに  
早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援
  - ・1人1台端末で小さな声が可視化され、心の不安や生活リズムの乱れに教師が確実に気付くことが  
できる。
  - ・小さなSOSに「チーム学校」で素早く支援することにより、早期に最適な支援につなげられている。
  - ・教育と福祉等が連携し、子供や保護者が必要な時に支援が行われる。
3. 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする  
学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認  
識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に
  - ・それぞれの良さや持ち味を生かした主体的な学びがあり、みんなが活躍できる機会や出番がある。
  - ・トラブルが起きても学校はしっかり対応してくれる安心感がある。
  - ・公平で納得できる決まりやルールがみんなに守られている。
  - ・障害や国籍言語等の違いに関わらず、色々な個性や意見を認め合う雰囲気がある。

## (6) 教育振興基本計画

教育振興基本計画は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第 17 条第 1 項に基づき政府として策定する計画です。令和 5 年 6 月 16 日に新たな教育振興基本計画が閣議決定されました。

新たな教育振興基本計画には、「不登校児童生徒への支援の充実」が基本施策のひとつに示されています。

### 目標 7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

#### 【基本施策】

#### ○不登校児童生徒への支援の推進

・令和 3 年度の小・中・高等学校における不登校児童生徒数は過去最多の約 30 万人となっており、その中でも特に、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない児童生徒のうち 90 日以上欠席している者が約 4.6 万人に上っている。不登校は誰にでも起こり得ることである一方、ひきこもりなど、将来にも長期に渡って影響を及ぼすとの指摘もあり、不登校児童生徒の教育機会の確保や相談体制の充実など、不登校対策を強力に推進していくことが重要である。このことを踏まえ、令和 5 年 3 月に策定した「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」等に基づき、①多様な学びの場の確保、②1 人 1 台端末等を活用した早期発見・早期支援の実施、③学校風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にするなど不登校対策を推進する。

具体的には、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に向けて、不登校特例校の各都道府県・政令指定都市での 1 校以上の設置を本計画期間内において進め、将来的には、不登校特例校への通学を希望する児童生徒が居住地によらずアクセスできるよう、分教室型も含め、全国で 300 校の設置を目指す。また、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置促進、オンラインの活用も含め、こうした専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT 等を活用した学習支援や NPO・フリースクール等との連携等を含めた教育支援センター等を中核とした不登校児童生徒に対する支援体制の整備等を推進するとともに、困難を抱える児童生徒に対する支援ニーズを早期に把握するため、1 人 1 台端末を活用した児童生徒の健康状態や気持ちの変化の早期発見、「チーム学校」による早期支援を推進する。

さらに、文部科学省においてこども家庭庁による居場所づくりの取組との連携を図り、「学び」と「育ち」の双方の観点からの支援を推進する。また、不登校児童生徒の保護者が一人で悩みを抱え込まないよう、保護者の会等に関する情報提供を通じて保護者への支援を行う。

- ・これらの取組を通じて、学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒を確実に支援につなげられるようにアウトリーチを強化する。
- ・社会的・職業的自立に向けた実践的教育を行う高等専修学校は、発達障害や不登校等の特別の配慮が必要な生徒が一定割合在籍し、「学びのセーフティネット」として機能を果たしていること等を踏まえ、その運営にかかる支援について都道府県と連携しつつ推進していく。
- ・また、不登校児童生徒本人等の声も踏まえつつ、近年の長期欠席者数や不登校児童生徒数の増加に係る要因分析を行い、今後の調査設計の改善も含め、要因分析の結果を踏まえた取組を推進する。

## 2 過去の不登校の状況

### (1) 国・東京都・練馬区の不登校児童生徒数〔単位：人〕

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小学校	練馬区	201	270	331	378	439
	第 1 学年	10	14	14	22	25
	第 2 学年	20	19	36	37	41
	第 3 学年	22	39	45	52	68
	第 4 学年	41	48	53	66	81
	第 5 学年	48	67	72	93	108
	第 6 学年	60	83	111	108	116
	東京都	3,226	4,318	5,217	6,317	7,939
全国	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	
中学校	練馬区	434	428	569	634	707
	第 1 学年	119	115	189	174	205
	第 2 学年	157	164	179	232	218
	第 3 学年	158	149	201	228	284
	東京都	8,762	9,870	10,851	11,371	13,597
全国	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	

### (2) 国・東京都・練馬区の不登校出現率〔単位：％〕

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小学校	練馬区	0.61	0.82	1.00	1.12	1.31
	東京都	0.56	0.74	0.88	1.06	1.33
	全国	0.54	0.70	0.80	1.00	1.30
中学校	練馬区	3.20	3.26	4.35	4.80	5.23
	東京都	3.78	4.33	4.76	4.93	5.76
	全国	3.25	3.65	3.90	4.09	5.00

### 3 練馬区不登校に関する実態調査の結果（概要）

#### (1) 調査の目的

不登校の実態を把握し、これまで区が行ってきた不登校対策の効果等について検証するとともに、調査結果を今後の安心な学校づくりに向けた不登校児童生徒への支援の充実や、施策を検討するための基礎資料とするため。

#### (2) 調査の種類等

令和3年度から4年度の2か年で、不登校を経験した区立中学校卒業生への追跡調査をはじめとして、下記の5種類の調査を実施した。

調査名	対象者	調査方法	調査期間	回収状況
(1) 安心な学校づくりのためのアンケート調査（一次調査）	平成28年度から令和2年度に区立中学校3年生で不登校を経験した方およびその保護者 867世帯（郵送戻り92世帯）	郵送 Web	令和3年 11月30日 から 12月21日	本人 188件 回収率 24.3% 保護者 206件 回収率 26.6%
(2) 安心な学校づくりのための追加アンケート調査（二次調査）	一次調査で追加調査の協力を得られた方 85名（郵送戻り1名）	郵送 Web	令和4年 2月8日 から 3月2日	52件 回収率 61.9%
(3) 安心な学校づくりのためのインタビュー調査（二次調査）	一次調査で追加調査の協力を得られた方 25名	対面 電話 オンライン	令和4年 3月4日 から 3月22日	25件
(4) 不登校児童生徒への対応に関する学校アンケート調査	区立小中学校全校 および抽出校の教員 (対象教員) 小学校23校の679名 中学校12校の363名	Web	令和4年 5月17日 から 6月3日	小学校65校 教員402件 回収率 59.2% 中学校33校 教員123件 回収率 33.9%
(5) 不登校児童生徒が通う民間の団体・施設に関するアンケート調査	区立小中学校の児童生徒が通所していた フリースクール等、 民間団体・施設 20団体	郵送 メール	令和4年 6月1日 から 6月22日	14件 回収率 70.0%

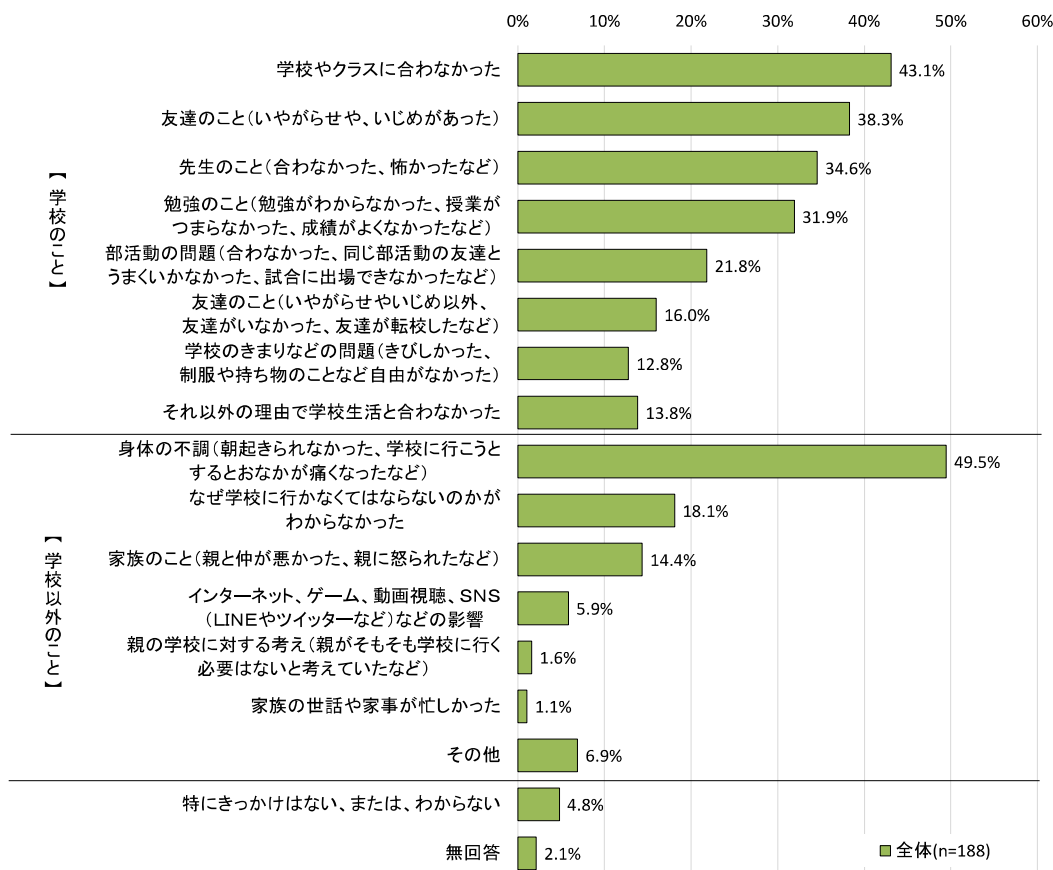
※(1)、(2)調査の回収率は、郵送戻りを除いた数を分母としている



## 調査結果の要点1 学校を休み始めたきっかけ（1）

- 「学校を休み始めたときのきっかけ」（複数回答）は、本人の回答では「身体の不調」（50%）、「学校やクラスに合わなかった」（43%）、「友達のこと（いやがらせや、いじめがあった）」（38%）、「先生のこと」（35%）などの割合が高かった。インタビューでは、「明確なきっかけや理由が分からない」という声もあり、**不登校の要因は多岐にわたり複合的である**ことが分かった。
- 文部科学省の「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、不登校の要因（単一回答）として「無気力・不安」（50%）の割合が最も高い。調査方法等に違いはあるが、本調査では、クラスに合わないこと、いじめ等を含む友人関係、教員との関係等、**学校生活に要因があると感じている生徒・保護者が多かった**。
- 文部科学省が令和2年度に実施した「不登校児童生徒の実態把握に関する調査」では、「最初に学校に行きづらいつ感じ始めたきっかけ」（複数回答）として、中学生は「身体の不調」（33%）の割合が最も高いなど、本調査と同様の傾向が見られた。また、同調査にはない選択肢である「学校やクラスに合わなかった」は、本調査では特徴的に回答割合が高かった。二次調査でも、明確な嫌がらせやいじめはなくても「**人間関係、学校やクラスの雰囲気にならなかった**」という回答は多く、**児童生徒一人一人がより安心して学校生活を送ることができる環境づくりが必要**である。

### 【学校を休み始めたときのきっかけ】（一次本人）



## 調査結果の要点 1 学校を休み始めたきっかけ（2）

### 【学校を休み始めたときのきっかけ】（二次自由記述回答を分類）

分類	該当件数
いじめ・いやがらせ等	17
人間関係、学校やクラスの雰囲気	15
先生との関係	11
勉強の遅れ	6
体調不良	6
自分でも分からない	4
面倒になった	3
その他	7
無回答（回答欄空欄）	2

※52件の回答を分類したもの。  
複数の分類に該当する場合はそれぞれで  
カウントした。

### 【不登校の要因】

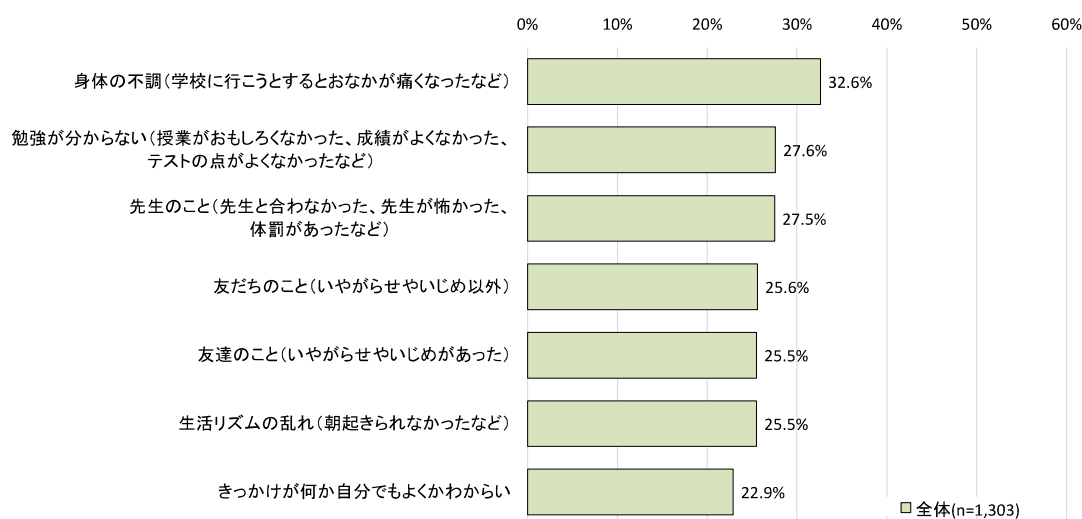
（文部科学省「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」引用）

	不登校児童生徒数	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	あそび、非行	生活リズムの乱れ	
小学生	81,498	0.3%	6.1%	1.9%	3.2%	0.2%	0.0%	0.7%	1.7%	3.3%	13.2%	1.5%	13.1%	49.7%	4.9%
中学生	163,442	0.2%	11.5%	0.9%	6.2%	0.9%	0.5%	0.7%	4.1%	2.3%	5.5%	1.7%	11.0%	49.7%	4.9%

※「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因一つを選択。

### 【最初に学校に行きづらいつ感じ始めたきっかけ（中学生）】

（文部科学省 令和2年度「不登校児童生徒の実態把握に関する調査」引用）



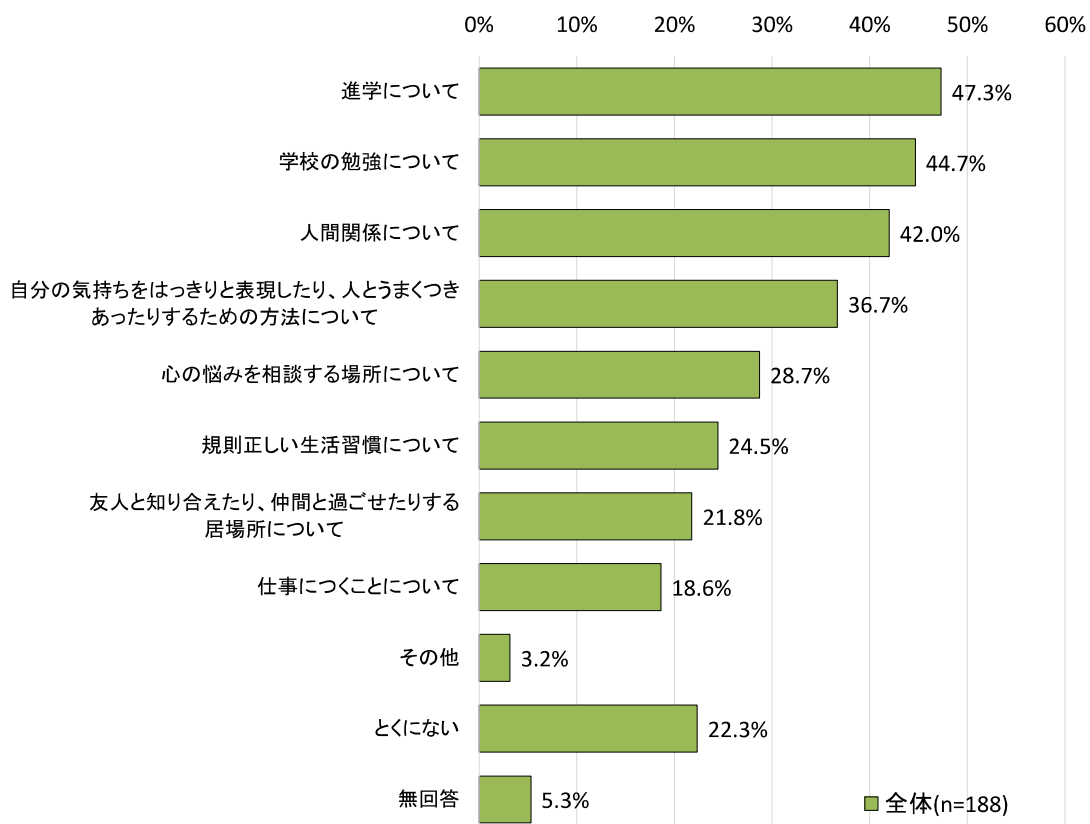
※複数回答の設問で、計20個の選択肢のうち回答割合上位のものを掲載した。

## 調査結果の要点2 学校を休んでいたときに必要としていた手助け

○「学校を休んでいたときに誰かに相談したいと思ったり、手助けがあればいいのと思ったこと」（複数回答）は、まず「進学について」（47%）、「学校の勉強について」（45%）、次いで「人間関係について」（42%）、「自分の気持ちをはっきりと表現したり、人とうまくつきあったりするための方法について」（37%）の割合が高かった。  
**人間関係やコミュニケーション部分の支援に加えて、さらに不登校となったときに学習機会を得るための支援を必要としていることが分かった。**

○一方で、「とくにない」（22%）の回答も一定程度あった。インタビューでは、当時、「どうしてよいかわからなかった」、「構わないでほしかった」という意見もあり、そうした時期に支援につなげる難しさも浮き彫りになった。早期に支援を行うことで、学校に復帰できる児童生徒もいると考えられるが、**児童生徒によっては「そっとしておいてほしい」時期があることを認識し、児童生徒の状況や保護者の希望をよく確認する必要がある。**ただし、その場合でも、**必要となった際には、すぐに支援につなげられるよう児童生徒の普段の様子を見守り、把握していくことが重要**である。

### 【中学校3年生のときに、誰かに相談したいと思ったり、手助けなどがあればいいのと思ったこと】（一次本人）



### 調査結果の要点3 不登校のときに利用した支援と評価（1）

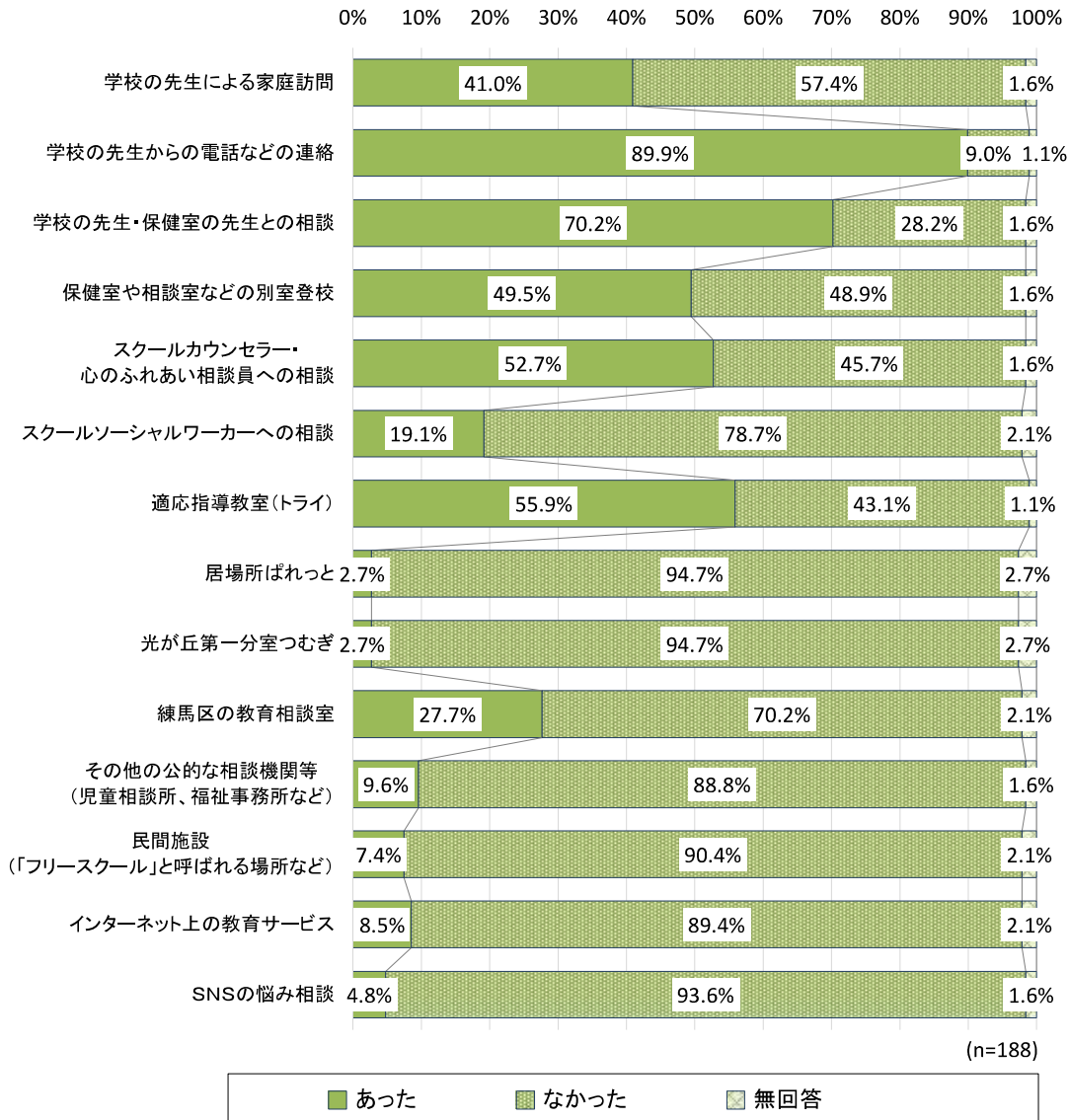
○不登校であった「中学校3年生のときに実施・利用があったもの」（単一回答）は、学校内の支援では、「学校の先生からの電話連絡」（90%）、「学校の先生・保健室の先生との相談」（70%）など、何かしら教員からのアプローチが行われており、「保健室や相談室などの別室登校」（50%）、「スクールカウンセラー・心のふれあい相談員への相談」（53%）も約半数で利用されていた。

○学校外の支援では、主に、「適応指導教室（トライ）」（56%）、「練馬区の教育相談室」（28%）、「スクールソーシャルワーカーへの相談」（19%）が利用されていた。

○学校外と学校内の支援の組み合わせでみると、**半数以上（60%）が学校内・学校外の両方の支援を利用しており、個々の状況に応じて様々な支援を利用している**ことが分かった。

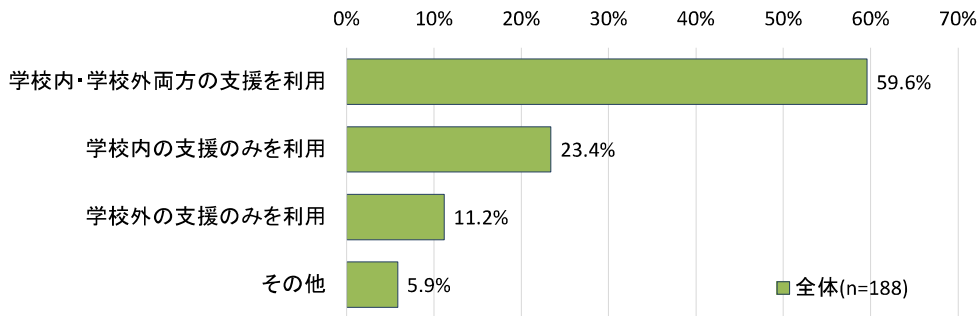
⇒支援機関の説明は次ページ

#### 【中学校3年生のときに実施・利用があったもの】（一次本人）



## 調査結果の要点3 不登校のときに利用した支援と評価（2）

### 【中学校3年生のときに実施・利用があったもの】（学校内の支援・学校外の支援の利用状況）



#### ※学校内の支援：

「学校の先生による家庭訪問」、「保健室や相談室などの別室登校」、「スクールカウンセラー・心のふれあい相談員への相談」のうち、いずれか1つでも「あった」と回答した場合。

（「学校の先生からの電話などの連絡」および「学校の先生・保健室の先生との相談」は練馬区内の公立中学校で概ね実施されていると考えられたため、「学校内の支援」の定義から除いている。）

#### ※学校外の支援：

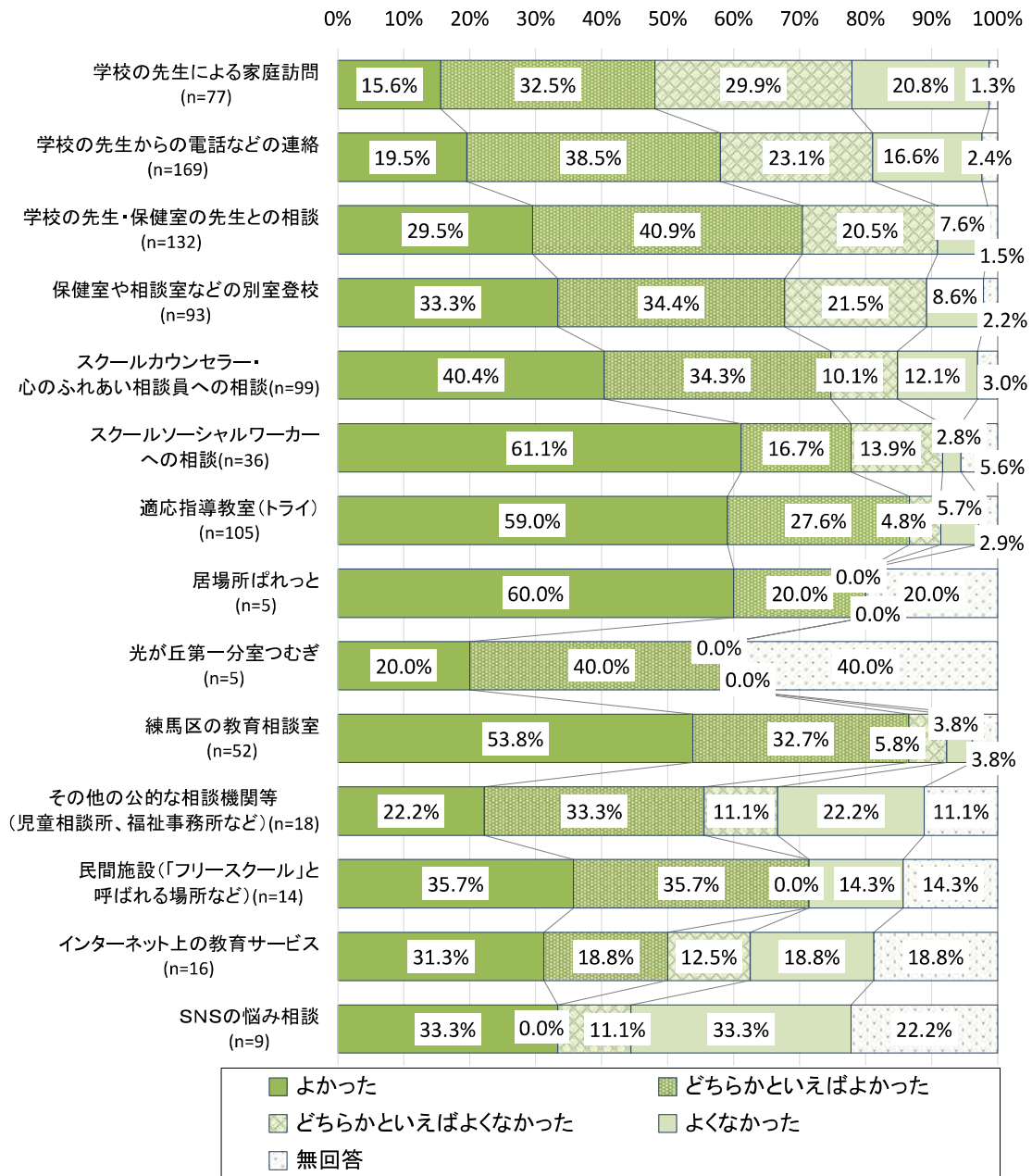
「スクールソーシャルワーカーへの相談」、「適応指導教室（トライ）」、「居場所ばれっと」、「光が丘第一分室つむぎ」、「練馬区の教育相談室」、「その他の公的な相談機関等（児童相談所、福祉事務所など）」、「民間施設（「フリースクール」と呼ばれる場所など）」のうち、いずれか1つでも「あった」と回答した場合。

支援機関	説明
スクールカウンセラー	区立小中学校に配置している臨床心理士などの心理の専門家で、児童や生徒、その保護者、学校全体を、その専門知識を生かして支援している。
心のふれあい相談員	スクールカウンセラーの職務を補完する有償ボランティアで、区立小中学校に配置している。
スクールソーシャルワーカー	児童生徒の家庭環境による問題に対処するため、子ども家庭支援センターや総合福祉事務所等関係機関との連携や、教員の支援を行う福祉の専門職。
適応指導教室	区内在住の不登校児童生徒に対して、相談支援やグループ活動、学習活動を行い、社会的自立への支援を行う事業。練馬区では小学生対象の事業を「フリーマインド」、中学生対象の事業を「トライ」と呼称している。
居場所ばれっと	適応指導教室への通室や学校内の別室登校が困難な不登校の児童生徒が過ごせる場所として、生活習慣、学習習慣の形成や社会性を育成するための支援を行う事業。「ばれっと」と呼称している。
光が丘第一分室つむぎ	特別な支援を要する区内在住の不登校児童生徒に対して個別の学習支援を行う適応指導教室事業。「つむぎ」と呼称している。
教育相談室	区内に4か所の教育相談室を設け、教育や心理の専門相談員が、区内在住の幼児、児童、生徒とその保護者や教員を対象に、様々な教育相談に応じている。

### 調査結果の要点3 不登校のときに利用した支援と評価（3）

○利用者が一定数いたもので、不登校であった「中学校3年生のときに実施・利用があったものについての評価」（単一回答）について、「よかった」と「どちらかといえばよかった」を合わせて7割を超える高い評価を受けたのは、学校内の支援では「スクールカウンセラー・心のふれあい相談員への相談」（75%）、「学校の先生・保健室の先生との相談」（70%）、学校外の支援では「適応指導教室（トライ）」（87%）、「練馬区の教育相談室」（87%）、「スクールソーシャルワーカーへの相談」（78%）だった。

#### 【中学校3年生のときに実施・利用があったものについての評価】

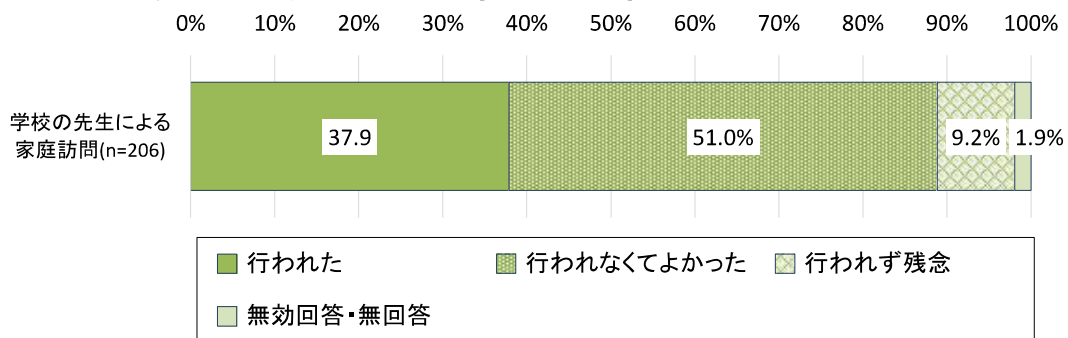


### 調査結果の要点3 不登校のときに利用した支援と評価（4）

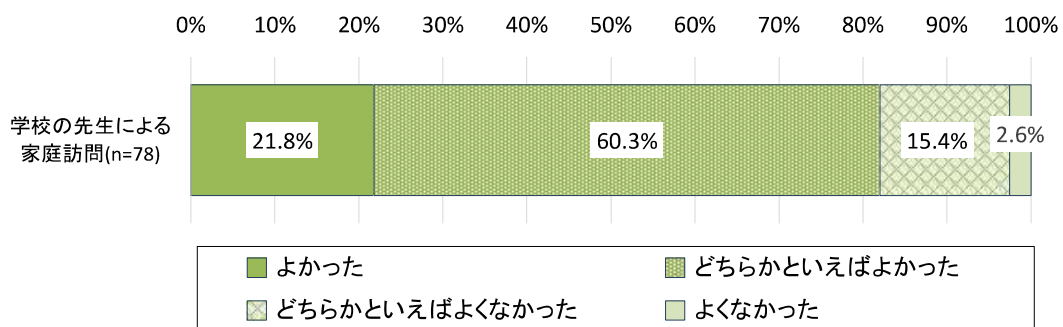
○「学校の対応に関する保護者からの回答」（単一回答）の中で「学校の先生による家庭訪問」については、保護者の約5割が「行われなくてよかった」と回答している。一方、中学校教員へのアンケートでは、「不登校生徒への対応として必要と思う内容」（複数回答）として、初期対応で約8割、中・長期化対応として約9割が「家庭訪問」と回答している。学校の働きかけがあっても、家庭訪問を希望しなかったご家庭が一定層いたと考えられる。

○生徒・保護者と教員側では「家庭訪問」の捉え方に差異があるが、実際に「学校の先生による家庭訪問」を利用した保護者の評価（単一回答）では、約8割が「よかった」または「どちらかといえばよかった」と回答している。**学校は、家庭訪問を行うか否か、行う場合は、誰がいつどのように行うかなど、個々の児童生徒・家庭の状況をより丁寧にくみ取り、保護者と連携して対応する必要**があることが分かった。

#### 【学校の対応に関する保護者からの回答】（一次保護者）



#### 【学校の対応に関する保護者からの回答・評価】（一次保護者）



#### 【不登校生徒への対応として必要と思う内容】（中学校教員）

	初期対応の時点	中・長期化した生徒への対応
家庭訪問	77.2%	86.2%

(n=123)

### 調査結果の要点3 不登校のときに利用した支援と評価（5）

- 不登校であった「中学校3年生のときに実施・利用があったもの」（単一回答）の中で、「適応指導教室（トライ）」を利用した割合は56%と、学校外の支援では最も利用率が高かった。また、利用した人の評価（単一回答）では、約9割が「よかった」または「どちらかといえばよかった」と回答している。
- 利用してよかったこと（自由記述回答）としては「進路準備ができた」、「勉強ができた」、「友達ができた」、「相談・コミュニケーションができた」があり、「適応指導教室（トライ）」は、学習機会を保障する機能と集団活動の中で他者とのよりよい関係作りを学ぶ機能の両面を担い、有効な支援となっていることが検証された。
- 「適応指導教室（トライ）」を利用しなかったと回答した方の、利用しなかった理由（自由記述回答）では、「人と関わりたくなかった、行きたくなかった」という回答が多かった。また、インタビューでも不登校直後に親に連れられてきたが登室に至らなかったケースが複数確認された。**「適応指導教室（トライ）」の利用につなげるためには、本人の心理的な状況と入室のタイミングを見極める必要がある**ことが分かった。

#### 【適応指導教室（トライ）を利用してよかったと思うこと】（二次自由記述回答を分類）

分類	該当件数
進路準備ができた	11
勉強ができた	10
友達ができた	9
相談・コミュニケーションができた	8
外出のきっかけとなった	5
その他	8
無回答（回答欄空欄）	4

※適応指導教室（トライ）を利用した32件の回答を分類したもの。  
複数の分類に該当する場合はそれぞれでカウントした。

#### 【適応指導教室（トライ）を利用しなかった理由】（二次自由記述回答を分類）

分類	該当件数
人と関わりたくなかった、行きたくなかった	7
知らなかった	5
ほかの場所に行っていたから	2
その他	5
無回答（回答欄空欄）	2

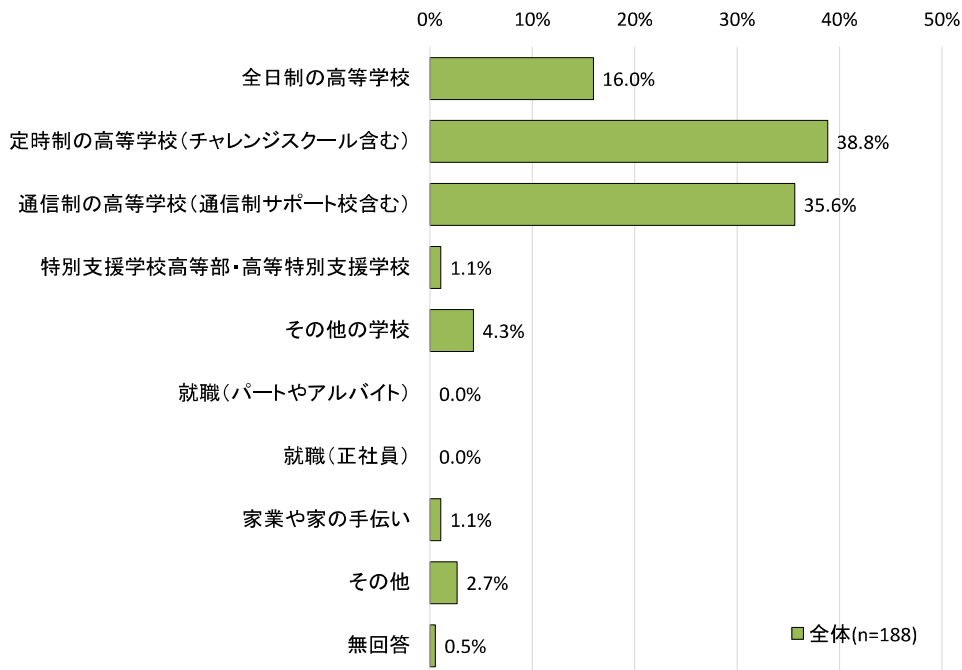
※適応指導教室（トライ）を利用しなかった20件の回答を分類したもの。  
複数の分類に該当する場合はそれぞれでカウントした。



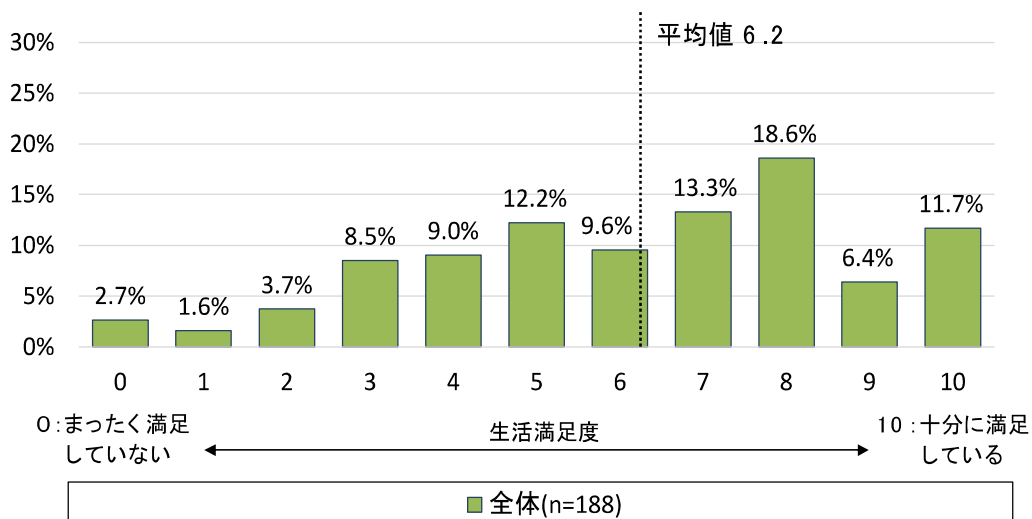
## 調査結果の要点4 中学校卒業後の状況（1）

- 「中学校卒業後の進路」（単一回答）は、「定時制の高等学校」（39%）と「通信制の高等学校」（36%）がそれぞれ約4割となっており、**定時制高等学校と通信制高等学校が、不登校生徒の主な進学先**となっている。なお、定時制高等学校は、不登校経験がある生徒等を主に受入れる「チャレンジスクール」と呼ばれる都立高校が多くを占めると推察される。
- 「中学卒業後の最近の生活満足度」（0～10の評価で単一回答）は、平均値が6.2で、「OECD生徒の学習到達度調査(PISA)2018年度調査」の日本全国の高校1年生の生活満足度と同じ値である。おおむね生活に満足していると思われる「7」以上の評価をした方が約5割と、全体としては現在の生活状況について肯定的な回答をする方が多く、**不登校経験が、現在の生活満足度に否定的な影響を及ぼしているとは限らない**ことが分かった。

### 【中学校を卒業してすぐの時点の進路】（一次本人）



### 【最近の生活全般の満足度】（一次本人）

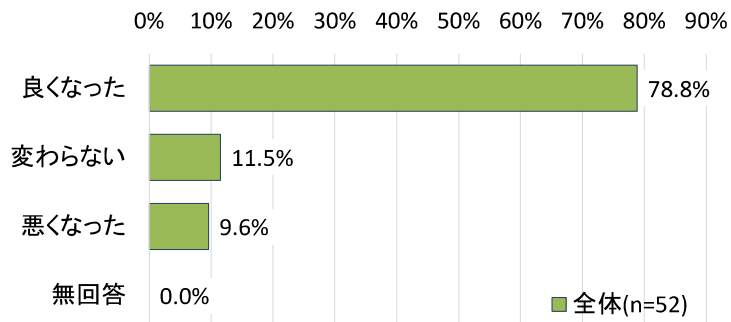


## 調査結果の要点4 中学校卒業後の状況（2）

○「全体として、あなたの生活は、中学校3年生の時とくらべて良くなったと思うか」（単一回答）では、「良くなった」が約8割と多かった。その理由として、「学校に通えている（通えた）」、「友達ができた」、「自分に合った学校であった」等の回答が得られ、**高校進学という大きな環境変化が一つの転機となって生活が改善している様子**がうかがえた。

○インタビューでは、中学校卒業後の進路について、保護者からの情報提供や自身の状態、希望との調整を含め、**個々の状況に応じて様々な進路選択をしている**ことがうかがえた。また各ケースの事例からは、**進路について「自分で決めた」ということが重要な意味を持つ**可能性が示唆されている。このことから、**進路選択に関する支援では、進学先を決めるにとどまらず、そのプロセスも含めて関わっていくことが重要**であるといえる。

### 【全体として、生活が中学校3年生のときと比べて良くなったと思うか】（二次本人）



### 【どのようなことが良くなったと思うか、また、どうしてそのようになったと思うか】（二次自由記述回答を分類）

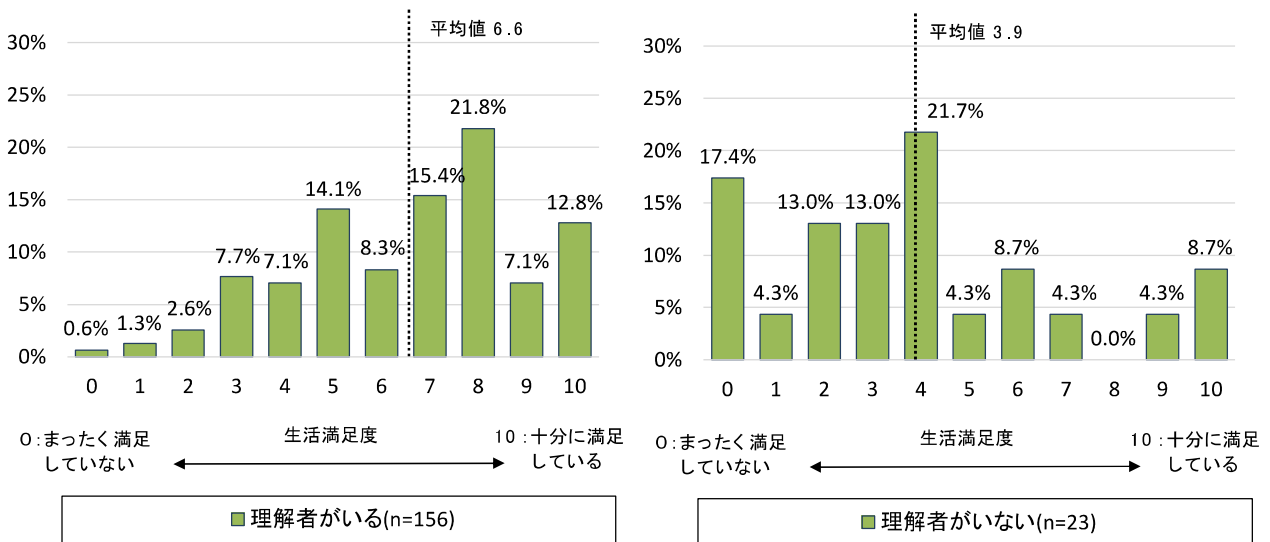
分類	該当件数
学校に通えている（通えた）	18
友達ができた	13
自分に合った学校であった	7
良い先生がいる	6
生活リズム、体調が整った	6
積極的になれた、不安等がなくなった	5
コミュニケーションできるようになった	4
大学進学、就職等が決まった	3
環境が変わってうまくいった	2
その他	7
無回答（回答欄空欄）	1

※中学校3年生のときと比べて生活が「良くなった」と回答した41件の回答を分類したもの。  
複数の分類に該当する場合はそれぞれでカウントした。

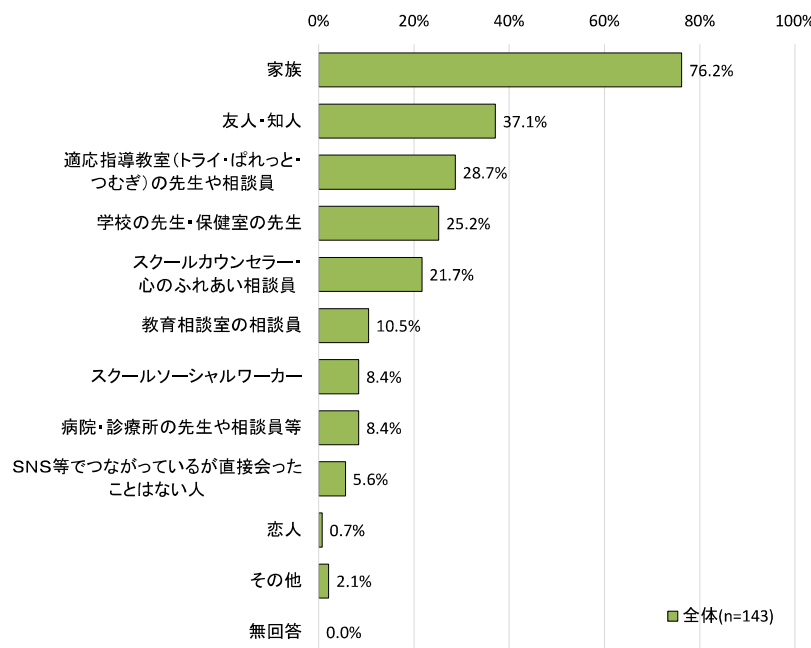
## 調査結果の要点4 中学校卒業後の状況（3）

- 「現在、あなたをよく理解してくれている方はいますか」（単一回答）と「中学卒業後の最近の生活満足度」（単一回答）の回答の関係をみると、理解者が「いる」と回答したの方が生活満足度を高く評価する傾向にある。
- 「中学校3年生のときに、よく理解してくれている人はいましたか」（単一回答）では76%の方が「いた」と回答し、「それは誰でしたか」（複数回答）には「家族」（76%）の割合が最も高く、「適応指導教室（トライ・ぱれっと・つむぎ）の先生や相談員」（29%）、「学校の先生・保健の先生」（25%）等の回答もある。**よき理解者としての相談・支援に関わる人の重要性がうかがえる**結果となっている。

### 【現在の理解者の有無×最近の生活満足度】（一次本人、クロス分析）



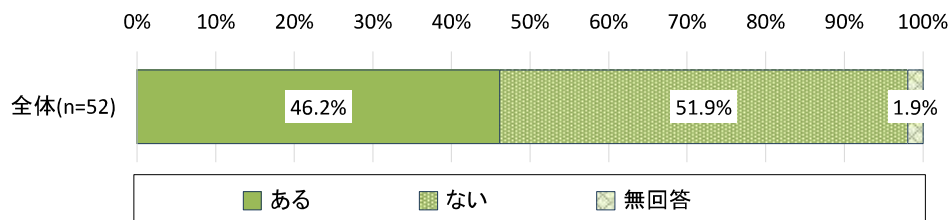
### 【中学校3年生のときに自身のことをよく理解してくれている人は誰であったか】（一次本人）



## 調査結果の要点5 今後の支援の充実（1）

○中学校を卒業してから、誰かに相談したり、手助けなどがあればいいのと思ったりしたことはあるか」では、約5割の方が「ある」と回答しており、「心理的な不安等」や「勉強・進路のこと」等の内容に関して相談等のニーズが一定程度存在する。高校生以上になると、学校外の支援が薄くなっていく側面があり、**中学校卒業後にもつながることのできる相談場所等を確保していく必要性**が示唆された。

【中学校を卒業してから誰かに相談したいと思ったり、手助けなどがあればよいと思ったりしたことはあるか】（二次）



【中学校を卒業してから誰かに相談したいと思ったり、手助けなどがあればよいと思ったりした内容】（二次自由記述回答を分類）

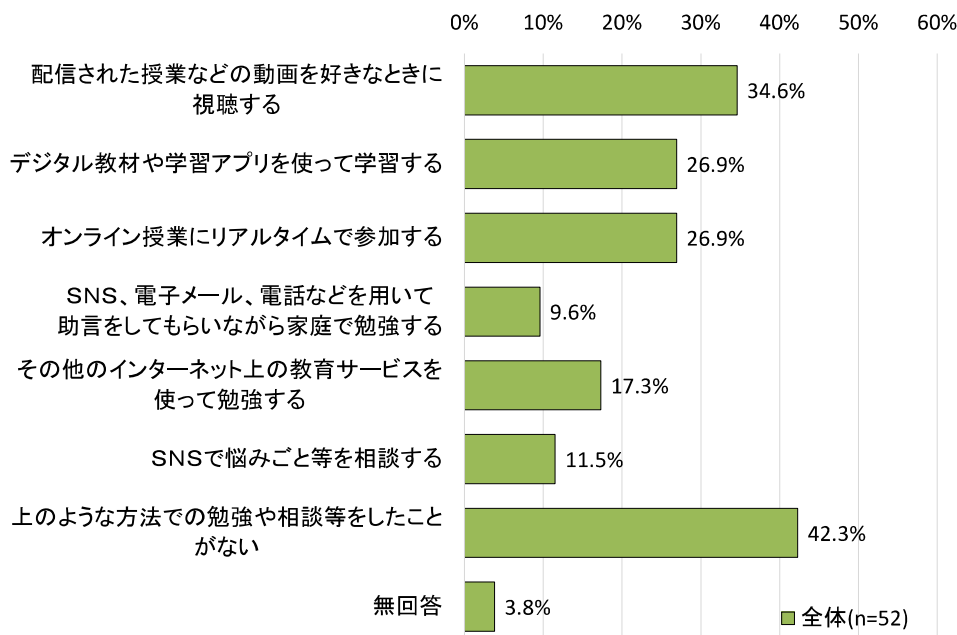
分類	該当件数
心理的な不安等	6
勉強・進路のこと	6
友達関係等	4
家族のこと	3
現在の不登校傾向のこと	2
その他	5
無回答（回答欄空欄）	4

※相談したいと思ったり、手助けなどがあればよいと思ったりしたことが「ある」と回答した24件の回答を分類したもの。複数の分類に該当する場合はそれぞれでカウントした。

## 調査結果の要点5 今後の支援の充実（2）

- 「ICT機器を活用した勉強や相談等の経験」（複数回答）では、約5割（全体から「上のような方法での勉強や相談等をしたことがない」と「無回答」を引いた割合）の方に経験があった。
- 二次調査やインタビューでは、自分自身や不登校の児童生徒に対するICT機器の活用について肯定的な意見が多かった。インタビューでは、その理由として「自分のペースで好きな時に勉強できる」、「自宅で授業を受けることができる」などの利点が示された一方、「オンラインでは頭に入ってこない」、「気が散ってしまう」など対面授業の方がよいという方もいた。特定の方法が優れているということではなく、**ICT機器の活用も含めて、児童生徒の状況に応じた多様な選択肢が用意され、学習方法の幅が広がることが重要**であるといえる。

### 【ICT機器を活用した勉強や相談等の経験】（二次）



### 【ICT機器を活用した勉強や相談等のサービスについて使ってみてよかった点】 （二次自由記述回答を分類）

分類	該当件数
自分のペースでできる	11
繰り返しできる	6
人目を気にしなくてよい	3
自分には合わなかった	3
分からないことを調べられる	2
その他	5
無回答（回答欄空欄）	3

※ICT機器を活用した勉強等のサービスを利用したことがあると回答した28件の回答を分類したもの。  
複数の分類に該当する場合はそれぞれでカウントした。

## 調査結果の要点6 学校の対応の在り方

○不登校児童生徒の対応に係る校内研修は、小学校で約7割、中学校で約6割で実施されている（単一回答）。実施していない学校では、その理由（単一回答）として、中学校では「時間の確保が難しい」と回答した割合が約8割に上っており、**教員が多忙な中、不登校児童生徒の対応に当たるための時間の確保が大きな課題**となっている。

○不登校児童生徒への「初期対応」と「中・長期化対応」で必要と思う内容については、小学校と中学校の教員で、回答割合に大きな差が見られた。子供の発達段階の違いや、部活動の有無、学級担任制と教科担任制の違いなど様々な要因が影響しているが、中学校の方が、登校を促したり、外部の支援機関と連携する意識がより強くなっている。

○「不登校児童生徒への対応として『必要がある』と考えるもの」は、小中学校ともに「教員同士による情報交換」や「複数の教員で支援にあたる校内体制づくり」の割合が高い。**小中学校それぞれの特徴を踏まえつつ、一貫性のある組織的対応ができる学校体制の整備や、学校外の支援機関との連携について、より一層充実するための検討が重要**である。

### 【校内研修の実施の有無】（管理職）

選択肢	小学校 (n=65)	中学校 (n=33)
実施している	73.8%	63.6%
実施していない	26.2%	36.4%

### 【校内研修を実施していない理由】（管理職）

選択肢	小学校 (n=17)	中学校 (n=12)
現在、不登校児童生徒がないため	11.8%	0.0%
時間の確保が難しいため	29.4%	83.3%
その他	58.8%	16.7%

### 【不登校児童生徒への対応として必要と思う内容】（教員）

選択肢	小学校 (n=402)	中学校 (n=123)
教員同士による情報交換	91.8%	100.0%
教師等が悩んだときに相談できる相手や時間の確保	78.6%	89.4%
校内におけるマニュアル等の作成・整備	43.0%	50.4%
複数の教員で支援にあたる校内体制づくり	83.3%	99.2%
学習支援アプリ等の更なる充実	79.1%	64.2%
その他	2.2%	2.4%

### 【不登校児童生徒への「初期対応」の時点で必要と思う内容、「中・長期化」した不登校児童生徒への対応として必要と思う内容】（教員）

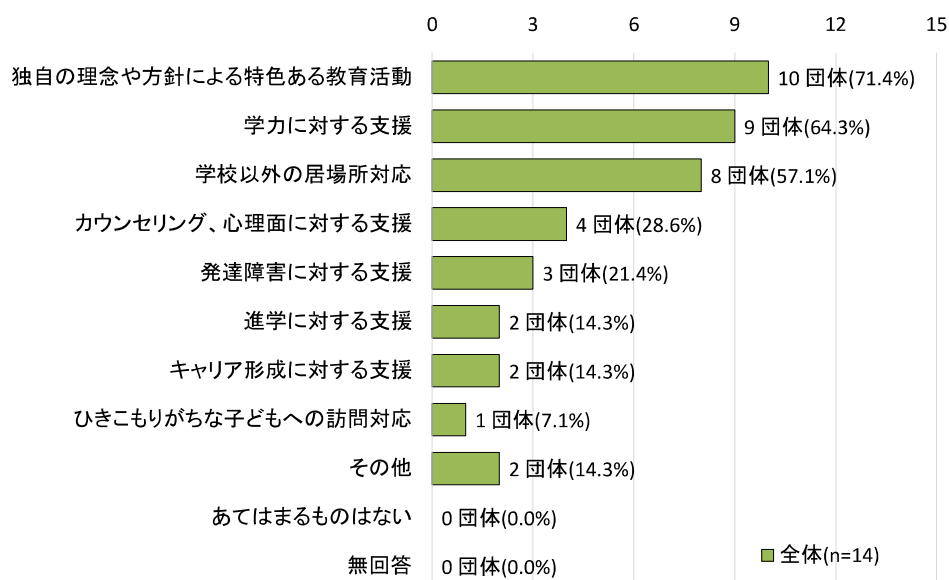
小学校 (n=402)、中学校 (n=123)

選択肢	初期対応		中・長期化の対応	
	小学校	中学校	小学校	中学校
定期的な電話連絡	87.6%	95.1%	76.6%	89.4%
家庭訪問	27.6%	77.2%	38.6%	86.2%
学習課題や手紙などを届ける	61.9%	55.3%	50.7%	72.4%
オンライン授業（授業のライブ配信）	26.6%	17.1%	54.5%	17.1%
別室登校（学校での個別対応）	49.0%	55.3%	59.5%	64.2%
放課後登校	26.9%	88.6%	53.5%	72.4%
スクールカウンセラーや心のふれあい相談員との面談	67.2%	98.4%	77.9%	97.6%
スクールソーシャルワーカーによる支援	39.3%	37.4%	64.7%	98.4%
適応指導教室などの利用	10.0%	52.8%	51.0%	95.1%
フリースクールなど多様な学び場や機会があることを伝える	18.7%	36.6%	67.2%	72.4%
休み始めてから2～3週間は、何もせず見守る	4.0%	6.5%	-	-
その他	1.7%	1.6%	1.5%	1.6%

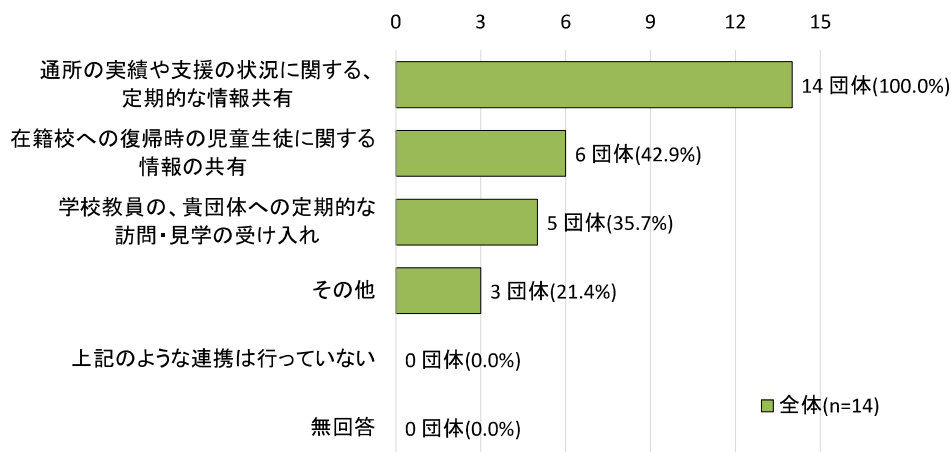
## 調査結果の要点7 フリースクール等民間団体との連携

- 調査の協力を得たフリースクール等における「特に力を入れている支援の内容」（3つまでの複数回答）では、「独自の理念や方針による特色ある教育活動」のほか、「学力に対する支援」、「学校以外の居場所対応」が多くなっている。
- 団体の規模は様々だが、令和4年3月時点で、14団体で小学生326人、中学生395人を受け入れていた。この内、練馬区立小中学校に在籍していた小学生は、6団体で20人、中学生は7団体で17人であり、子供は平均で週3日程度利用していた。
- 全ての団体が児童生徒の在籍校と「通所の実績や支援の状況に関する定期的な情報共有」を実施しているが、学校や行政と連携を進める上では、より積極的な学校との情報共有や情報交換を望む声が多かった。今後、多様な不登校要因や支援ニーズに応え、不登校児童生徒への支援を充実していくためには、**学校とフリースクール等との連携の在り方を検討していくことが重要**である。

### 【特に力を入れている支援の内容】（フリースクール等）



### 【学校との連携状況】（フリースクール等）









# 練馬区教育委員会 不登校対策方針

令和5年（2023年）8月

編集・発行 練馬区教育委員会事務局 教育振興部  
学校教育支援センター  
〒179-0072  
東京都練馬区光が丘6-4-1  
電話 03-6385-9911